(e) 締約国は、13.2(d)の規定に基づいて生ずる金銭的な利益が資金供与の戦略の一部であることに合意する。

(f) 締約国、民間部門、非政府機関その他の資金源より、任意の貢献が行われ得る。民間部門による任意の貢献については、第十三条の規定を考慮に入れる。締約国は、理事会がこのような貢献を促進するための戦略の実施方法を検討することに合意する。

18.5 締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源を保全し、及び持続可能な方法で利用する開発途上国（特に後発開発途上国）及び移行経済国の農業者のための合意された計画及びプログラムの実施に対して優先順位が与えられることに合意する。

第七部　制度に関する規定

第十九条　理事会

19.1 全ての締約国で構成するこの条約のための理事会を設置する。

19.2 理事会の全ての決定は、特定の措置に関する決定に至るための他の方法についてコンセンサス方式によって合意に達しない限り、コンセンサス方式によって行う。ただし、第二十三条及び第二十四条の規定に関する決定については、常にコンセンサス方式によって行うことが求められる。

19.3 理事会は、この条約の目的を考慮しつつ、この条約の完全な実施を促進し、及び特に次のことを行うことを任務とする。

(a) 監視のため政策を指示し、及び政策上の指針を示し、並びにこの条約の実施（特に多数国間の制度の運用）のために必要とされる勧告を採択すること。

(b) この条約の実施のための計画及びプログラムを採択すること。

(c) 前条に規定するこの条約の実施のための資金供与の戦略を第一回会合において採択し、定期的に再検討すること。

(d) この条約の予算を採択すること。

(e) 必要な補助機関並びにその権限及び構成を検討し、必要な資金が利用可能であることを条件として当該補助機関を設置し、並びにその権限及び構成を定めること。

(f) 必要に応じ、この条約の実施のために資金を受領し、利用するための適当な仕組み（例えば信託勘定）を設けること。

(g) この条約が対象とする事項（資金供与の戦略への関与を含む。）に関し、他の関連する国際機関及び条約の機関（特に生物の多様性に関する条約の締約国会議を含む。）との協力関係を確立し、及び維持すること。

(h) 第二十三条の規定に従い、必要に応じてこの条約の改正を検討し、採択すること。

(i) 第二十四条の規定に従い、必要に応じてこの条約の附属書の改正を検討し、採択すること。

(j) 特に、第十三条及び前条の規定に関し、任意の貢献を奨励するための戦略の実施方法を検討すること。

(k) この条約の目的を達成するために必要なその他の任務を遂行すること。

(l) 生物の多様性に関する条約の締約国会議並びに他の関連する国際機関及び条約の機関の関連する決定に留意すること。

(m) 適当な場合には、生物の多様性に関する条約の締約国会議並びに他の関連する国際機関及び条約の機関に対し、この条約の実施に関する事項について情報を提供すること。

(n) 第十五条の規定に基づく国際農業研究センター及び他の国際的な組織との取決めの内容を承認し、並びに同条に規定する定型の素材移転契約を見直し、修正すること。

19.4 各締約国は、19.6の規定に従い、一の票を有するものとし、理事会の会合に一人の代表を出すことができる。この代表は、一人の代表代理並びに専門家及び顧問を伴うことができる。代表代理、専門家及び顧問は、理事会の審議に参加することができるが、代表に代わって投票することが正当に認められる場合を除くほか、投票することはできない。

19.5 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、理事会の会合にオブザーバーとして出席することができる。食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関連する分野において認められたその他の団体又は機関（政府又は非政府のもののいずれであるかを問わない。）であって、理事会の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局長に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席については、理事会が採択する手続規則に従う。

19.6 国際連合食糧農業機関の加盟機関及びその構成国であって、この条約の締約国であるものは、国際連合食糧農業機関憲章及び国際連合食糧農業機関の一般規則を準用してこの条約の締約国としての権利を行使し、及び義務を履行する。

19.7 理事会は、必要に応じ、その手続規則及び財政規則であってこの条約に反しないものを採択し、及び改正する。

19.8 理事会のいかなる会合においても、締約国の過半数の代表が出席していなければならない。

19.9 理事会は、少なくとも二年に一回通常会合を開催する。通常会合は、可能な限り、食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会の通常会合と連続して開催される。

19.10 理事会の特別会合は、理事会が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請がある場合において締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

19.11 理事会は、その手続規則に従い、議長及び副議長（議長団）を選出する。

第二十条　事務局長

20.1 理事会の事務局長は、理事会の承認を得て、国際連合食糧農業機関の事務局長によって任命される。理事会の事務局長は、必要な場合には、国際連合食糧農業機関の職員の補佐を受ける。

20.2 事務局長は、次の任務を行う。

(a) 理事会及び補助機関が設置される場合には当該補助機関の会合を準備し、並びに当該会合の運営上の支援を行うこと。

(b) 理事会がその任務を遂行することを支援すること（理事会がその決定により事務局長に委任する特定の任務を遂行することを含む。）。

(c) 自己の活動について理事会に報告すること。

20.3 事務局長は、全ての締約国及び国際連合食糧農業機関の事務局長に対し、次のことを行う。

(a) 理事会の決定について、その採択から六十日以内に通報すること。

(b) この条約の規定に従って締約国から受領した情報を通報すること。

20.4 事務局長は、理事会の会合のため、国際連合の六の言語で作成した文書を提供する。

20.5 事務局長は、この条約の目的を達成するため、他の機関及び条約の機関（特に生物の多様性に関する条約の事務局）と協力する。